

岐阜県公報

号 外 (三) 令 和 二 年 五 月 二 十 九 日

目 次

知事の期末手当の特例に関する条例

(人 事 課)

ページ

本号で公布された条例のあらまし

- 知事の期末手当の特例に関する条例(条例第三五号)
- 知事の令和二年六月の期末手当を一〇パーセント減額することとした。(本則関係)
- この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

知事の期末手当の特例に関する条例をここに公布する。

令和二年五月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三十五号

知事の期末手当の特例に関する条例

知事の令和二年六月の期末手当の額は、知事及び副知事の給与に関する条例(昭和二十四年岐阜県条例第十八号)第三条第二項の規定にかかわらず、同項に規定する額から当該額に百分の十を乗じて得た額を減じて得た額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日) (休日に当たる) (ときは翌日)

令和二年五月二十九日

令和二年五月二十九日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社